

### 3,000万円特別控除の必要書類一覧 チェックリスト

《家屋取壊し後、更地を譲渡：被相続人が老人ホーム等に入所していた場合》

別記様式 1-2 に添付

提出書類	確認内容など	提出 チェック
① 被相続人の除票住民票 ※老人ホーム等入所後、別の老人ホーム等に移転し、死亡した場合は <u>戸籍の附票</u> も提出して下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被相続人が相続直前まで、主として老人ホーム等に居住し、かつ、老人ホーム等入所前に対象家屋に居住していたことを確認します。</li> <li>・相続発生日も確認します。</li> </ul>	
② 相続人の住民票 ※老人ホーム等入所後、相続人が2回以上、移転した場合は、 <u>戸籍の附票</u> (相続発生後、本籍地を移した場合は前本籍地の附票)も提出して下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人ホーム等入所直前から取壊しまでに、相続人が対象家屋に住んでいなかったことを確認します。</li> <li>※<u>家屋の取壊しの日付以降</u>で取得して下さい。</li> <li>※相続人が複数いる場合は全相続人が当該家屋に住んでいなかったことを確認するため、<u>全ての相続人の住民票</u>が必要になります。</li> </ul>	
③ 売買契約書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡した日付を確認します。</li> </ul>	
④ いずれかの書類 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象家屋が「空き家」の状態となっており、相続から取壊しの時まで、他の用途として使用していないことを確認します。</li> <li>a) 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類(最終の料金支払い日が分かる領収書、解約書など)。</li> <li>b) 宅建業者が「現況空き家」かつ「取壊し予定あり」と表示した広告</li> <li>c) その他、確認することができる書類(家屋管理していた証明書など)。</li> </ul>	
⑤ 家屋取壊し後の閉鎖事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取壊した日を確認します。</li> <li>※<u>証明書の提出ができないときは</u>、除却工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等を提出して下さい。</li> </ul>	
⑥ 更地の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除却から譲渡まで、他の用途に使用されていないことを確認します。</li> <li>※<u>撮影日を記載してください</u>(手書き可)。</li> </ul>	
⑦ 要介護・要支援認定などを受けていたことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被相続人が要介護認定などを受けていたことを確認。</li> <li>※<u>介護保険法の被保険者証のコピー</u></li> <li>※<u>障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証などのコピー</u></li> <li>※<u>厚生労働大臣が定める基準に該当する第一</u></li> </ul>	

	号保険者であることを証する書類	
⑧ 施設への入所時における契約書等のコピー	・老人ホーム等の名称、所在地、施設区分の確認	
⑨ いずれかの書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付の用、被相続人以外の居住の用に供されていないことを確認します。</li> <li>a) 電気、水道又はガスの契約名義（支給人）及び使用中止日が確認できる書類（最終の料金支払い日が分かる領収書、解約書など）</li> <li>b) 老人ホーム等が保有する外出などの記録</li> <li>c) その他、確認することができる書類（所得証明書（不動産所得がないことを確認）など）</li> </ul>	

**※提出できない書類がある場合は市担当者にご相談下さい。**